

高岡市デザイン情報誌広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、高岡市広告事業実施要綱(平成23年4月1日施行)第5条第1項の規定に基づき、デザイン情報誌「MOVIN'」(以下「情報誌」という。)に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載ページ、配置)

第2条 情報誌の紙面中の最下部および1ページ全面とする。

2 広告の配置は募集要項で定めるものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格等は次のとおりとする。

- (1) 広告枠のサイズ 1種/縦40mm横180mm
2種/縦89mm横180mm
3種/縦297mm横200mm
- (2) 刷り色 多色(フルカラー)
- (3) その他 ①1種および2種については、広告枠のサイズを罫線で囲む
②広告を切り取る形式のものは不可(割引券として使うような広告)
- (4) 上記のほか、広告の規格等に関し必要な事項は、別に定める。

(広告の掲載単位)

第4条 広告の掲載は発行年度号単位とする。

(広告掲載手続き)

第5条 高岡市広告事業実施要綱第6条第1項に規定する広告掲載申込書(様式第1号)の提出期限は、広告を掲載する情報誌発行年度の8月20日(20日が月曜日の場合は、その翌日とする。)とし、広告掲載申込書提出時に、募集要項に定めた添付書類とあわせて申し込みを行うものとする。

2 広告掲載の申し込みは掲載年度と同一年度内までとする。

3 高岡市広告事業実施要綱第6条第3項に規定する誓約書(様式第3号)は、同条第2項の規定する広告掲載承諾書(様式第2号)の交付を受けた日から起算して10日以内に、募集要項に定めた添付書類を添えて提出するものとする。

4 広告版下原稿は、1種および2種については完全データのもの(文字はアウトライン化したもの。)とし、市が指定する場所に提出するものとする。広告版下原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。3種については、市と申込者の双方で広告内容の企画・編集を打合せの上、原稿を作成するものとする。

(広告掲載料金)

第6条 広告掲載料金は、毎年度の募集要項で定めるものとする。

(掲載基準)

第7条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (3) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

- (6) 社会的に不適切なもの
- (7) 国内世論が大きく分かれているもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (9) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に関しては、根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (10) 事業について市民等から苦情が寄せられているため、掲載することが不相当と認められるもの
- (11) その他本市の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告
 - ア 特定の業者に不利益を与えるもの
 - イ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は、著作権等を侵害するおそれのあるもの
 - ウ 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうおそれのあるもの
 - エ 品位を損なう表現のもの
 - オ その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの

（広告掲載の順位）

第8条 市長は、広告掲載希望者が、募集要項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある民間企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の民間企業または自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他の企業または自営業等

2 前項の規定によっても掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定する。

（その他）

第9条 上記以外の事項については、別途協議のうえ定める。

（施行期日）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。